

連続講座「国民教育からの脱出」

第三回 「国民教育亜流としての部落解放教育」

2002年9月14日 島田雅夫

1. 「私の運動経験」

- ・ 家庭訪問 - 「仏壇上の御真影」
- ・ 家庭訪問 - 「在日のオモニからの糾弾 - 阪神教育事件 (1948/4/14)」
- ・ 全国部落解放奨学生大会 (福山)
 - 「生き立ちを語る分科会での湊川高校 (定) 生徒と北原泰作との論争」
- ・ 狭山差別裁判闘争にかかわって
 - 「現地調査」 - 「農村型小敷点在部落の実態 (解放運動不在の地)」
 - 「現地分会オルグ」 - 「現地教育労働者との交流」
 - 「全国学校労働者交流会 (横浜) での崎教労レポート」
 - 「分会としてのかかわり」 - 「中央集会参加をめぐって労々対決」
 - 「同盟休校闘争」 - 「クラス入り意志表明をめぐって周囲の反応」
 - 「親の姿勢」
 - 「石川さんの学力」 - 「差別の結果の低学力 自白を生む」
- ・ 校内差別落書き事件 - 「当事者の恐怖心 差別の内面化」
 - 「同盟の糾弾の在り方」
- ・ xデー時の「天皇制と部落差別」講演
 - 「支部及び大阪府連の同盟員の反応はにぶい」

2. 「日本近代国民国家形成期における天皇制と部落差別の関係」

- (1) 「賤民解放令」 - 「近世身分制の解放を最も鮮烈に示したのが「賤民解放令」だった」

- 天皇制を媒介 -

明治政府は近世身分制を解体しつつ「一君万民」の理念のもとに国民を創出しようとした。開国期のいろいろな困難を克服していくためには、超絶した権威のもとに全社会構成員の自主的自発的なエネルギーを調達する必要があった。そのために「一君万民」の理念が掲げられた。その理念の下に示された 天皇像は「万世一系の伝統性」「文明開花の先導性」「民族国家の代表性」として示された天皇像であって、この三本柱が一体化した存在として機能していった。

- (2) 「一君万民」理念と身分制の再編

近代の「人間平等」観念はその登場の当初から両義性をもっていた。

「1884年華族令を制定し、公・候・伯・子・男の五つの爵位を設けて身分として固定化した。」

- (3) 「同化政策への転換の歴史」 - 「部落差別と天皇制」関係の形成史

・ 1910年 大逆事件 - 政府 社会主義と被差別部落との結びつき危険視

- ・ 1911 年 政府 被差別部落改善のため国庫より奨励金
東西両本願寺に命じて部落改善政策教化（西日本の部落と浄土真宗の結びつき利用）
- ・ 1912 年 「大和同土会」結成 - 部落内の有識者中心で一君万民融和主義をかかげる
（会長）松井庄五郎（奈良市西阪部落） 機関紙「明治の光」
（幹事長）楠原宗七（洞部落移転時の区長） 天皇崇拜主義者

- ・ 1913 年 京都・岡山・出雲・三重・広島に同土会結成
機関紙の内容 天皇への敬愛と融和という点で共通
- ・ 1914 年 「帝国公道会」を発足 - 官民一体の上からの融和団体」
（会長）板垣退助 （事務局長）大江卓
日露戦争に勝利し、台湾に加えて朝鮮を植民地にもって、一等国に成り上がっていく中で、部落問題の解決は一流の帝国主義国家形成のための手段とした。
もうひとつのねらいは各地に形成された部落民自身による融和団体がもつ「自主性」を吸収するのがねらいだった。
- ・ 1918 年 「米騒動」 部落民参加 - 22 府県 116 町村
米騒動後部落に対する治安対策と融和事業強化、皇室御下賜金増加「同情融和」論、「天皇赤子」論、「同化」論強まる。
- ・ 1921 年 「同愛会」結成 - 「愛と正義による差別撤廃」
（会長）有馬頼寧（旧久留米藩主の出、伯爵、後近代衛内閣農林大臣大政翼賛会事務総長）

(4) 「主体意識の結実」 - 「水平社の成立」

1922 年 3 月 3 日 「全国水平社結成」

「水平社の実態」

水平社運動の実態は当初から社会主義的な思想を持った反権力運動ではなかった。むしろ国家に対する依存度は決して少なくなく、融和運動との接点は実際の運動面ではかなりあった。

水平社はその特色として組織なき組織といわれ、初期の運動の頃から活動資金が不足がちで、初代委員長南梅吉や松本治一郎らがポケットマネーから活動資金を提供するというような特定の個人のカンパが大きなウエイトを占めていた。

また同愛会の有馬らが融和運動の立場から水平社に協力。有馬の友人牧野宮内大臣に依頼宮内省関係から資金を提供してもらったこともあった。

(5) 「水平社の天皇制に依存する体質」

- ・ 1923.8.24 「解放令」記念日 東七条水平社 明治天皇追悼会
桃山陵（明治天皇の墓）前でちょうちん行列をして参拝
- ・ 1923.8.24 山口水平社 明治天皇追悼会（本部から西光万吉他三名出席）
- ・ 1923.8.24 愛媛県水平社 同上

明治天皇の命日 各県の水平社追悼会

水平社が戦略として天皇の権威を利用したというよりは、水平社自身が明治天皇の「聖旨」として「解放令」を受けとめて

いた。

- ・ 1924 年 4 月（大正 13 年）ヒロヒト夫妻（当時「摂政宮」）神武天皇陵と橿原神宮に参拝した時、奈良県下の水平社は荊冠旗を掲げてヒロヒト夫妻を迎えた。摂政宮もていねいに答礼した。
- ・ 1924 年 松本治一郎 徳川一門に対して爵位返上を要求。その際彼ですら「かしこくも明治大帝がいた明治権新の趣旨に徳川はそむいた」と糾弾している。
- ・ 1924 年 政友会代議士有志「因襲打破に関する建議案」帝国議会に提出。全会一致で本会議で可決。

(6)1930 年代の水平社運動－総力戦時代の水平社運動

- ・ 1933 年（昭和 8 年）ごろには、水平運動のなかにも、国家主義に転じ、政府や中央融和事業会の路線に歩み寄る動きが生じ始める。
- ・ 1934 年 西光 3.15 事件検挙。五年間の獄中生活を経て坂本清一郎と共に大日本国家社会党（右翼政党）に入党。共産主義から転向「高次的な高天原」思想を展開する。
- ・ 1934 年 全国水平社 経済闘争重視に転換
- ・ 1935 年 全国水平社「人民的融和」論へ転換
- ・ 1937 年 7 月 4 日 全水中央委懇談 二つの意見対立
「あくまで反ファシズム闘争に結果せよ」
「政治的スローガンよりも一個のパンこそ目下の急務なり」
- ・ 1937 年 7 月 7 日 「日中戦争」突入を機に水平社も「拳国一致協力」

を声明

- ・ 1938 年 2 月 全水中央委声明
「吾々は現下戦時体制下に於ては国難に殉じ、国際に沿うて運動を進めんとするものである」 綱領も改められ「国家総動員への積極的参加」「民族発展策への協力」が掲げられた。
- ・ 1939 年 8 月 28 日 「解放記念日」には記念式で「宮城拝、国歌斉唱、五条御誓文拝読」が行われた。
- ・ 1939 年 2 月 「部落厚生皇民運動」結成（有馬頼寧の後援のもと北原奏作、朝田善之助）（かつての全水解消論を主張した共産主義グループ）
- ・ 1940 年 11 月 「大和報国運動」結成（全水 松本治一郎、井本麟之大和会 山本正男 協会 小山三郎）
水平社と融和団体の結合、国民運動の実現を目指す。
この時期松本は有馬、山本とつながりのある近衛新体制へ期待を強めていた。
- ・ 1940 年 12 月 9 日 「部落厚生皇民運動」解散
- ・ 1941 年 8 月 3 日 「大和報国運動」「大和報国会」と名称を改め全水との関係を断つ。翌年解散
- ・ 1942 年 1 月 10 日 「全国水平社」言論・出版・集会・結社等取締法にもとづき思想結社の適用を受け、許可制のもとで願書不提出により自然解消
- ・ 1942 年 8 月 融和運動団体「官民一体の強力なる融和運動」と銘打って「同和奉公会」に改組
- ・ 1942 年 12 月 「同和奉公会」第二回協議会では、もはや被差別部落

固有の利害を守る発言はほとんど消えうせ、いかに「大東亜戦争」を完遂するか。そして部落の人々も「皇国民」の一員としていかにそれに尽力しうるかという観点からの発言一色になっていった。戦時動員の強化と拡大のなかで、大政翼賛会に追認するだけと化した同和奉公会を内部から批判する声も、もはや消えていった。

3. 「天皇制と部落差別」にかかわる神話 - 「洞部落」強制移転

この説は部落問題研究所の鈴木氏が発表した論文

「天皇制と部落差別」（雑誌「部落」1968年2月号）によって一般に広がった説である。

辻本正教氏（洞村出身 解放同盟奈良県連執行委員）がこの説が史実に基づかない作り話であることを彼の著作「洞村の強制移転」の中で見事に実証しています。それは強制移転どころかまさに洞村の住民による自主的献納であったことを実証し、これこそが『天皇制に骨がらみからめとられた中における「自主性」でしかなかった』と指摘しています。

4. 『松本治一郎氏の「転向」について』

(1) 松本氏の転向は西光万吉氏の転向のように正反対の立場に移った転向ではない。主観的には最後の最後まで部落差別と闘い、部落民の生活と権利をヨーゴしようとしてついには翼賛化してしまった。良心的な転向者にはよくあるタイプだ。しかし翼賛化した事は事実だしそのことで以って組織の指導者として大衆に影響を与えたことも事実である。その点を戦後部落解放運動の中で総括しなければならなかった。

松本氏個人は戦後も「カニの横バイ事件」も含め天皇制とはよく闘ったが、そのことを運動に反映させなかった点は残念だ。この点はこれからの解放運動全体が荷っていくべき大きな課題だと思う。

もう一言付け加えれば、解放運動の天皇制論は身分制の観点からしか天皇制を把えていない点にウイークポイントがある。伊藤晃氏が指摘しているように天皇制反対には広い政治的社会的内容がある。彼は天皇制に替るものとして共和制を挙げ、「共和主義運動は単なる「別の国民国家」を求める運動ではない、共和制こんにち私断ちを規制している国家の多くの働きと民衆内面の国家主義の崩壊を伴わずには実現しないであろう。逆に日本国民国家批判は共和主義を内面に欠く場合不完全なものになる。共和主義はただちに国家の否定ではないが、国家の廃絶を現在の社会生活のなかで提起したいと思う人がいるなら、その人はかならず共和主義を経由しなければならないだろう。」と書いている。

（反天連機関紙「punch」2002.11 一部抜粋）

(2) 「金静美さんの松本治一郎氏批判」について

彼女の松本治一郎批判は翼賛化した面だけをとらえて批判し彼が全水運動の中でどのような活動をしてきたかをトータルにとらえて批判していない。転向問題は白・黒で分けられるような簡単なものではない。すべて彼女の批判はあまりにも民族的バイアスがかかり、かつ外在的批判になりがちです。

このような批判のスタイルからは転向問題のかかえている課題からは何も学べないと思う。

(3) 「部落の起源論」にかかわって

「部落の起源論」は部落民に部落差別を宿命として受け入れさせる。
また差別の内面化を促進する機能を果たしている。

一方これが非部落民に血統論を信じさせる根拠ともなっている。これがまた対局に位置する万世一系の自然性としての天皇制信仰を強化する機能を果たしているのではないのでしょうか。